



## 1. はじめに

関東大震災から 100 年にあたり、こども環境学会は、0-18 才までの子どもを防災や災害復興の主体として捉えることを提起したい。子どもを、単なる「災害弱者」「支援対象」として見るのではなく、被災の当事者であり災害復興・防災の主体として捉えるきっかけとして、本稿では災害遊びを取り上げる。

災害をモチーフにした遊びを災害遊びという。関東大震災後には、竹久夢二によって「自警団遊び」が描かれた。阪神・淡路大震災後には、公園で中学生たちが地震ごっこをしていたという記録があり（天野、2011：71）、東日本大震災後には新聞でも報道された。

本稿では、東日本大震災（2011）・熊本地震（2016）・九州北部豪雨（2017）後の災害遊びに関する調査結果から、関東大震災から 100 年を経ての災害と子どもの遊び環境について課題を提起する。

## 2. 竹久夢二『東京災難画信』にみる「自警団ごっこ」

『東京災難画信』は、関東大震災直後の東京のようすを伝える竹久夢二によるルポルタージュである。震災後のまちを歩きながらスケッチをしたという夢二の絵と文は、1923 年 9 月 14 日から『都新聞』に連載された。1923 年 9 月 19 日付けの『東京災難画信』には、「六、自警団遊び」として棒切を持った 6 人の子どもたちのスケッチが描かれている。

子どもたちは、通りかかった豆腐屋の萬ちゃんをつかまえて「君の顔はどうも日本人ぢやないよ」と言い、「敵」として追いかけて廻しているうちに「真実に萬ちゃんを泣くまで殴りつけてしまった」とある。そして、「子供達よ、棒切を持って自警団ごっこをするのは、もう止めませう」という言葉が添えられた。

子どもたちは、最初から萬ちゃんを殴りたかったわけではないだろう。前田が「もちろんこれは、自警団の行為の表層がすでに子供に模倣されて、遊戯として子供社会に浸透していた可能性を告げている」（前田、2004：14）と指摘したように、関東大震災後の流言を背景に住民が組織した自警団を目の当たりにした子どもたちが、その様子をただ真似て「自警団ごっこ」をしたと考えられる。

## 3. 東日本大震災・熊本地震・九州北部豪雨と災害遊びの実態

災害後の遊びの実態を明らかにすることを目的として、2018 年 11 月から 12 月にかけて、「災害後の遊びの実態に関する調査」を実施した。東日本大震災の被災地域である岩手県・宮城県・福島県の全児童館、熊本地震と九州北部豪雨の被災地域である熊本県益城町・御船町・福岡県朝倉市・大分県日田市の全放課後児童クラブ合計 472 カ所を対象<sup>1</sup>とし、調査票を郵送し回収した。回収率は 63.6%（合計 300）である。

本調査のうち、災害遊びに関する回答を中心にみていく<sup>2</sup>。災害遊びについて本調査よりも前に知っていたのは 59.3%であり、情報の入手先は「研修」57.9%、「テレビ」54.5%であった。災害遊びを実際に見たことがある支援者は 32.0%（100 名）であり、「2011～2013 年」が 65.6%と最も多く、2011 年よりも 2 件あった。子どもの年齢は「5-8 才未満」が 42.7%と最も多く、平均は 7.5 才であった。

災害遊びを見たときの支援者の対応はどうか（複数回答）。回答では「見守った」が最も多く 77.4%であった。次に「驚いた」17.4%、「同僚や家族に相談した」14.8%、「どうしていいかわから

なかった」13. 9%であり、「やめさせた」を選んだのは8. 7%であった。

災害遊びの内容について、自由記述を分類すると「地震ごっこ」47. 9%、「津波ごっこ」40. 6%、「サイレン（緊急地震速報）ごっこ」18. 8%、「葬式ごっこ」3.1%、「救助ごっこ」3.1%となっている。このほか、「避難所ごっこ」や「スクリーニングごっこ」も見られた（一部重複）。具体的には、「砂場で山を作り、「津波だ〜」と言って山を崩す遊び。」〔岩手県・児童館・2011年〕、「津波ごっこ（鬼ごっこのようなもの）。鬼が津波」〔宮城県・児童館・2011年〕、「板の上に複数の子どもが乗って、飛び跳ねながら板を揺らして、「地震だ〜、地震だ〜！」と言って遊んでいた。」〔熊本県・児童館・2017年〕、「葬式ごっこ。砂場で小石を持ってきて、お墓を作って拝む。」〔宮城県・児童館・2011年〕などがあった。

#### 4. 災害後の遊びが意味するもの―災害後の遊び環境を子どもとともに考えるために―

これらの災害遊びが示すのは、子どもも被災の当事者であるということだ。ところが、多くの子どもたちは、経験した出来事をうまく言葉にできない。春原は、大人が恐ろしい体験を繰り返し人に話すことで「経験を外在化」させ、こころの平安を徐々に得ることができるように、乳幼児をはじめとした子どもたちは遊びのなかでそれを行っている」と指摘する（春原、2011：14）。言葉にできない気持ちを遊びとして表出させることで、子どもは少しずつ回復していく。

そのため、各種の研修では災害遊びは見守るのがよいとされる。調査からも多くの支援者が災害遊びを見守っていたことがわかる。一方で、研修で見守るのがよいと教えられたにもかかわらず、見守るのが困難な場面もある。ある児童館職員は、研修で災害遊びが大切なのはわかったが、「本人ではなく、周りの子の対応に悩む」と記述し、現場での葛藤がうかがえる。繰り返し残酷なシーンを再現してのめり込み、かえって子どもが恐怖に襲われるような場合は緊急に介入が必要である（藤森、1999：8）。「自警団遊び」のように、差別に発展する負の可能性も含まれる。災害遊びは、見守りを前提としつつも、自己や他者の権利が侵害されかねない場面では、見守れないこともある。そのような場面では、災害遊びをする子どもを感情的に叱るのではなく、その子どもの言葉にできない気持ちを受け止めながら、専門家と連携しつつ、お互いが安心して遊べるような環境設定が求められる。

環境に関して、内閣府避難所運営ガイドラインのチェックリストには「キッズスペース（子供の遊び場）や学習のためのスペースの設置を検討する」ことが明記されている。しかし、実際に遊び場が設置されることは稀である。被災をした子どもたちが自ら回復していくためには、乳幼児のみならず、小中高校生世代も遊んだりホッとできる場を避難所の内外に位置づけることが不可欠だ。

関東大震災から100年が経過した2023年、こども基本法が施行された。こども基本法は、子どもの基本的権利の保障を掲げ、第11条においてこども施策の策定・実施・評価にこどもの意見を反映させることを定めている。災害後の遊び環境を考えるにあたって、大人だけで取り組むのではなく、子どもの声を聴きながら、子どもとともに場をつくっていくことを、こども環境学会として提起したい。

#### 【参考文献】

天野秀昭 2011「被災地に「遊び場」をつくること」日本子どもを守る会編『子ども白書 2011』草土文化 pp.70-72／竹久夢二ほか 2003『夢二と花菱・耕花の関東大震災ルポ』クレス出版／春原由紀 2011「乳幼児のストレスマネジメント」藤森和美・前田正治編著『大災害と子どものストレス』誠信書房、pp.12-14／前田潤 2004「自警団・遊び―竹久夢二の新聞連載小説―」日本文学協会『日本文学』53巻9号 pp.12-23／藤森和美編 1999『子どものトラウマと心のケア』誠信書房

<sup>1</sup> 調査対象は、児童福祉法により「遊び」の場として規定されている児童館と放課後児童クラブとした。

<sup>2</sup> 本稿のうち災害遊びの実態に関する調査結果は、安部芳絵「災害後の遊びの実態と課題」こども環境学研究第16巻第2号 pp.26-32に掲載されたものを元としている。災害後の遊び環境や児童館・放課後児童クラブの災害への取り組みについては、当該論文を参照。